

## 2017年度の主な改定と変更

### 1. 主要な変更項目

- 個別基準：エンジニアリング系学士課程の建築学・建築工学及び関連のエンジニアリング分野並びに建築系学士修士課程の建築設計・計画系分野の分野別要件変更
- 認定・審査の手順と方法：1つのプログラムから複数分野での認定申請があった場合の取り扱いを明記。
- 認定・審査の手順と方法：変更通知及び変更時審査を撤廃し、新たに毎年の年次報告を行うことを追加。
- 審査の手引き：4.9項に項目を追加。7.1項の二次審査報告書の説明を一部修正。
- 「プログラム点検書（実地審査前）」の「未確認事項と手配依頼」シートに「自己点検書の記述内容」の欄を追加。

2. 「個別基準」の変更 (2016.12.26)

- エンジニアリング系学士課程の建築学・建築工学及び関連のエンジニアリング分野並びに建築系学士修士課程の建築設計・計画系分野の分野別要件 (付表1-3-10及び付表4-3-1)の基準1(2)(d)に対する勘案事項を下記のように変更。

付表1-3-10、4-3-1

項目	変更前	変更後
基準1(2)(d)	(1) 美観上、及び技術上の諸要求に応える建築の設計・計画の能力 (2) 建築の歴史・理論、及び関連する芸術、工学及び人文科学に関する十分な知識 (3) 都市の設計・計画及びそのプロセスに関する十分な知識 (4) 人間と建物、建物相互、及び周辺環境の空間を理解し、適切な質と尺度を与える能力 (5) 建築設計・計画の職能とその社会的使命の理解 (6) プロジェクトの基本的な調査方法、構造計画、施工技術、その他関連する技術の理解 (7) 快適で安全な室内環境を得るための建物性能、技術に関する十分な知識 (8) 関連する産業、予算、法的制約を調整し、統合的な設計及び工事費管理をする能力 (9) 環境保全、修復、及び生態学的持続可能性の重要性に関する十分な知識 (10) 建築施工原理の包括的理解に基づく建築構法に関する能力の研鑽 (11) 学生・教員双方のための学習・教育・研究方法の研鑽	(1) 美観上、及び技術上の諸要求に応える建築の設計・計画の能力 (2) 建築の歴史と理論、及び関連する芸術、工学及び人文科学に関する適切な知識 (3) 建築の設計・計画の質を高める美術の知識 (4) 都市の設計・計画及びそのプロセスに関する適切な知識と技術 (5) 人と建物の関係、建物と周辺環境の関係、及び、建物とあいだの空間を人間のニーズや尺度に関係づける必要性の理解 (6) 建築の職能、建築家の社会的使命、特に社会的要因を考慮したプログラミングの理解 (7) 調査方法及びプロジェクトのプログラミング方法の理解 (8) 建築の設計・計画に伴う構造計画、施工技術、その他関連する技術の理解 (9) 快適で安全な室内環境を得るための建物性能、技術に関する適切な知識 (10) 関連する予算や法的制約のもとで、建物利用者の要求を満たすのに必要な設計・計画の技術 (11) 統合的な設計・計画を進めるための、関連産業、組織、法令、手続きに関する適切な知識 (12) 人間、社会、文化、都市、建築、環境、建築遺産などの価値に対する責任の認識 (13) 環境の保全と修復、及び生態学的に持続可能な設計・計画の方法に関する適切な知識 (14) 建築施工原理の包括的理解に基づく建築構法に関する能力の研鑽 (15) 事業企画、プロジェクトマネジメント、コスト管理など事業遂行に関する適切な知識 (16) 学生・教員双方のための学習・教育・研究方法の研鑽

3. 『「認定基準」の解説』の変更 (2016.12.26)

- 「認定基準」の解説（建築系学士修士課程）を、個別基準の改定に合わせて以下のように変更。

項目	変更前	変更後
基準 1(2)(d)		下記の説明を追加： 「なお、エンジニアリング系学士課程の建築学・建築工学及び関連エンジニアリング分野、並びに建築系学士修士課程においては、国際的相互認証への同等性をより明確にするために、2017年度よりUNESCO-UIA建築教育憲章が求める16項目の要件をそのまま分野別要件とするよう改訂されている。ただし、建築系学士修士課程においてはエンジニアリング系学士課程よりも、一段高い整合性が求められるので留意されたい。」
分野別要件	個別基準付表4-3-1、1(2)(d)の(1)～(11)	分野別要件の改定にともない、改定後の(1)～(16)の項目に変更。
		下記の説明を追加： 「なお、これらを含む基準 1(2)の(a)～(i)のすべての項目に対する十分な達成度が保証されることが示されるために、修了生の達成している水準を確認するための根拠資料（設計及びデザイン課題作品を含む）は、プログラムの優れた成果を示す上位クラス、平均的な水準を表す中位クラス、及び合否のボーダーライン上にある資料を準備し、その展示を行なうことが原則である。」

- 「認定基準」の解説（全認定種別）の学習・教育到達目標に関する説明から「独自の」という表現を削除。

4. 「認定・審査の手順と方法」の変更 (2016.12.26)

- 1つのプログラムで複数の認定分野での認定申請があった場合の記述の追加、並びに変更通知及び変更時審査の撤廃と年次報告の追加に関する変更（一斉審査方式用文書にも適用）。

項目	変更前	変更後
2.1.3	プログラムは、「技術者教育認定に関わる基本的枠組」第6章に記載されている認定分野の中から、審査の際に認定を希望する分野を原則として一つ指定する。	プログラムは、「技術者教育認定に関わる基本的枠組」第6章に記載されている認定分野の中から、審査の際に認定を希望する分野を一つ以上指定する。ただし、複数の分野を指定した場合は、プログラムが指定したすべての分野の分野別要件を考慮して認定審査が行われる。
2.4.1		下記を追加： 「複数の分野を指定して申請されたプログラムの審査では、申請された分野について認定基準を満たしている（「欠陥」がない）と判定された場合に、そのプログラムの認定を認める。」
2.5.4	「認定の有効期間中のプログラムの内容変更」 変更通知に関する説明	タイトルを「認定の有効期間中のプログラムの年次報告」に変更。 変更通知に関する説明を削除し、年次報告に関する説明に変更。

2.6.4	「変更時審査」	本項目を削除
3.8.2 (追加)	なし	タイトル「一つのプログラムから複数分野での認定申請が出された場合」を追加。このケースの審査チーム編成についての考え方を記載。
全体		「変更時審査」及びそれに関係した記述を削除。

- 文書表現の改善、誤記訂正など。

## 5. 「自己点検書作成の手引き」、「自己点検書」の変更 (2016.12.26)

- 「自己点検書作成の手引き」の変更

項目	変更前	変更後
2.4	最近の教育改善の状況	最近の教育改善活動の状況
3	自己点検結果編の記入欄の文字数の目安は多い場合でも200文字程度	自己点検結果編の記入欄の文字数の目安は多い場合でも400文字程度
4.9	参考資料「プログラム関係数値データ」の作成	本項目を削除

- 「自己点検書 (1. 概要編)」の変更

項目	変更前	変更後
1.3	最近の教育改善の状況	最近の教育改善活動の状況

- 「自己点検書 (2. 自己点検結果編)」の変更

項目	変更前	変更後
記入上の注意	自己点検結果編の記入欄の文字数の目安は多い場合でも200文字程度	自己点検結果編の記入欄の文字数の目安は多い場合でも400文字程度

- 「自己点検書 (3. 添付資料編)」の変更

項目	変更前	変更後
表4		表下に注意事項 (※) 2項目を追加。
参考資料	プログラム関係数値データ	本項目を削除

## 6. 「審査員倫理規定」の変更 (2016.12.26)

項目	変更前	変更後
前文		一斉審査方式における名称の読み替えについての注を追加。
1	「審査チームの構成員委嘱に関する利益相反の排除」 利益相反の具体的項目を記載。	タイトルを「利益相反の有無に関する申告」に変更。 利益相反の具体的項目は「審査チームの構成基準／審査団の構成基準」に移動 (なお、4) 項は削除)。上記項目に該当する場合の申告義務のみを記載。
2	「審査チームの構成員の守秘義務」	記載内容を箇条書きに変更して整理。
3	「審査関係者の文書、情報の取り扱いと目的外使用禁止」	文書の保管、廃棄において参照する文書を追加し、具体的対応を記載。

4	「審査チームの構成員が回避すべき議論・判断」	タイトルを「審査チームの構成員の利害を伴う議論・判断への対応」に変更。
---	------------------------	-------------------------------------

## 7. 「審査チームの構成基準」、「審査団の構成基準」の変更 (2016.12.26)

- 「審査チームの構成基準 (学士課程/修士課程/建築系学士修士課程)」の変更

項目	変更前	変更後
2、3、4	「審査長/審査員/オブザーバーの資格」	「審査長/審査員/オブザーバーの資格」の項目に「別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。」を追加。 審査経験、研修会/講習会受講経験の記述を修正。
別紙	なし	別紙「審査チームの構成員に関する利益相反の排除」を追加 (審査員倫理規定第1項の利益相反の排除の項目をこちらに移動)。

- 「審査団の構成基準 (一斉審査方式)」の変更

項目	変更前	変更後
2、3、4、5	「審査団長及び副審査団長/主審査員/副審査員/オブザーバーの資格」	「審査団長及び副審査団長/主審査員/副審査員/オブザーバーの資格」の項目に「別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。」を追加。 審査経験、研修会/講習会受講経験の記述を修正。
別紙	なし	別紙「審査団の構成員に関する利益相反の排除」を追加 (審査員倫理規定第1項の利益相反の排除の項目をこちらに移動)。

## 8. 認定申請関係文書の変更 (2016.12.26)

- 「プログラム名に関する注意」の変更

項目	変更前	変更後
2(1)	変更通知を提出してください。	毎年の年次報告により報告してください。
2(2)	学科全体から成る1つのプログラムに組織変更され、かつ学科名を変えない場合、変更後の認定プログラム名は「AA学科」ではなく、原則として「AA学科日本技術者教育認定機構認定プログラム」となります。	学科全体から成る1つのプログラムに組織変更され、かつ学科名が変わらない場合、変更後の認定プログラム名は1 (1) a)項の原則に従った「AA学科」ではなく、原則として「AA学科日本技術者教育認定機構認定プログラム」となります。また、特に希望する場合は、組織変更前のプログラム名 (例えばAA学科BBコース) をそのまま使用することもできます。

- 「認定申請にあたっての留意点」の変更

項目	変更前	変更後
7(b)	その場合は、それぞれの認定分野に対応した認定基準 (個別基準の分野別要件) により審査が実施され、それぞれの認定分野に対応して認定可否が決定されます。認定申請書には申請する認定分野をすべて指定してください。	その場合は、それぞれの認定分野に対応した認定基準 (個別基準の分野別要件) により審査が実施され、申請された分野について認定基準を満たしている (欠陥がない) と判定された場合に認定となります。認定申請書には申請する認定分野をすべて指定してください。

9	プログラムに関連して、カリキュラムの変更など、学習・教育到達目標の達成に大きく関わる変更が発生した場合は、JABEEウェブサイトの「変更通知提出のガイドライン」に従って変更通知を作成し、遅滞なくJABEEに通知して必要な指示を受けてください。	認定の有効期間中は、毎年JABEEより状況の報告を求めます。プログラムは、JABEEからの求めに応じて指定された様式に状況を記入し、JABEEに報告しなければなりません。
---	---	---

- 「認定申請書（新規審査）」のチェックリスト（様式1）の(7)プログラムの形態の選択項目の記述をより解りやすく変更。
- 「認定申請書（継続審査／中間審査）」の「認定継続審査申請に対するチェックリスト」を削除し、代わりに「添付資料 変更事項の確認リスト」を申請書ページの次に記載。

#### 9. 「審査の手引き」の変更（2017.5.31）

- 「根拠資料の考え方と準備の目安」、「プログラム点検書（実地審査最終面談時）、審査報告書」の変更

項目	変更前	変更後
4.9	なし	(3) プログラム履修生とそれ以外の学生に共通に実施される授業科目については、準備する合格最低クラスの成績資料等はプログラム運営組織の判断により、当該プログラムの履修生か否かに係わらず、科目の受講者全員の成績資料の中から選んでかまわない。ただし、この場合は当該科目の受講者全員の評価方法・評価基準（水準）が同じであり、かつ、当該プログラムが当該科目に対して単位取得以外の到達度点検・評価の条件を設定していないことが必要である。
7.1	・二次審査報告書の「異議申立書・改善報告書とそれに対する処置」の欄には、異議申立書及び改善報告書で報告された異議や改善の内容とそれによる審査結果の修正の有無やコメント等を記載する。本欄の内容そのものはプログラム側には伝達されないが、必要に応じて最終審査報告書の「付記事項」に反映される。	・二次審査報告書の「異議申立書・改善報告書とそれに対する処置」の欄には、異議申立書及び改善報告書で報告された異議や改善の内容とそれに対するコメント等を記載する。さらに、該当する点検項目の根拠・指摘事項には異議申立書又は改善報告書に対する処置とそのように処置した根拠を記載する。

- 変更時審査関連の記述を削除。

#### 10. 「プログラム点検書・審査報告書」の変更（2017.5.31）

- 「プログラム点検書（実地審査前）」の「未確認事項と手配依頼」シートに「自己点検書の記述内容」の欄を追加。

1 1. 予備審査関係文書の変更 (2016.12.27)

- 「予備審査における「認定・審査の手順と方法」、「予備審査申請書」、「予備審査フォローアップ申請書」、「予備審査フォローアップ用自己点検書作成の手引き」を本審査用資料に合わせて変更。

以上